

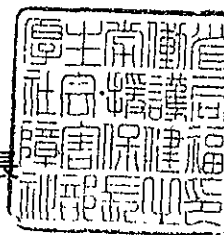
写

障 発 0 6 1 0 第 1 号
平成 2 3 年 6 月 1 0 日

青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事
山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事
群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事
神奈川県知事、新潟県知事、山梨県知事、長野県知事
静岡県知事、青森市長、盛岡市長、仙台市長、秋田市長
郡山市長、いわき市長、宇都宮市長、前橋市長、高崎市長
さいたま市長、川越市長、千葉市長、船橋市長、柏市長
横浜市長、川崎市長、相模原市長、横須賀市長、新潟市長
静岡市長

殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



平成 2 3 年度社会福祉施設等設備災害復旧費等事業の実施について

社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金の国庫補助については、平成 2 3 年 6 月 1 0 日厚生労働事務次官通知「平成 2 3 年度社会福祉施設等設備災害復旧等補助金の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱については、別紙のとおり「社会福祉施設等設備災害復旧費等事業実施要綱」を定め実施することとし、平成 2 3 年 5 月 2 日から適用することとしたので、了知の上、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等事業実施要綱

第1 障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業

1. 目的

東日本大震災の被災地における障害福祉サービス等の円滑な運営を確保するため、被災した障害福祉サービス事業所等に対し、事業再開に要する開設準備経費や設備費等に関する国庫補助を行うことにより、事業の復旧支援を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 開設準備経費

被災した障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）の事業再開に要する初度設備（机、椅子、パソコン、プリンタ、電話、ファックス等）、事務所借上のために必要な礼金、事務の効率化を図るために必要な報酬請求システム等の導入費に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

(2) 災害復旧設備費

障害者自立支援法（平成十七年十一月七日法律第百二十三号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援、就労継続支援等の事業再開に必要な生産活動設備、居宅介護支援等の事業再開に必要な訪問用車両購入費、生活介護支援等の事業再開に必要な介護設備や送迎用車両購入費に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

(3) 災害復旧大規模生産設備費

法に基づく就労継続支援の事業再開に必要な大規模生産設備（就労訓練設備）に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

3. 交付対象となる事業所等の所在地

本事業の交付の対象となる事業所等は、交付要綱の3の（1）に定める被災地方公共団体としているが、具体的には次の表のとおりである。

県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県	仙台市、千葉市、盛岡市、郡山市、いわき市、宇都宮市、船橋市

4. 交付対象事業所等の種類

本通知の2に定めるそれぞれの事業内容ごとに、本事業の交付の対象となる事業所等の種類は次のとおりとする。

(1) 開設準備経費

交付要綱の3の(2)の(表1)に掲げる事業所等とする。

(2) 災害復旧設備費

交付要綱の3の(2)の(表1)に掲げる事業所等とする。ただし、生産活動設備の交付の対象となる事業所等は、(4)障害福祉サービス事業所(生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に限る。)とする。

(3) 災害復旧大規模生産設備費

交付要綱の3の(2)の(表1)に掲げる事業所等のうち、(4)障害福祉サービス事業所(就労継続支援事業所に限る。)とする。

5. 被災事業所等の確認

交付要綱の3の(2)の被災事業所等の確認については、必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、備品等の被害状況が確認できる写真や請負業者等の倒産、営業停止などの事実関係を把握し、設備整備の必要性を確認すること。

6. 事業再開に当たっての留意点

本事業の補助対象経費については、事業再開に要する経費としているが、事業再開に当たっての考え方を次のとおり整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

(1) 法に規定する廃止の届出後における新規の事業開始、法に規定する休止の届出後における再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか、東日本大震災により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で障害福祉サービス等を提供している事業者等の復旧も含まれること。

(2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば訪問系サービス事業所を廃止し、日中活動系サービス事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。

(3) 本事業は被災地の障害福祉サービスの確保を目的としているため、原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)の同一地域内において事業を実施することを、本事業にいう事業再開とすること。なお、これにより難しい場合は、別途、障害福祉課に協議すること。

(4) 被災地の障害福祉サービス確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数とが一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じ

た額としていること。

7. 対象経費の実支出額

本事業の対象経費については、交付要綱の5の(1)及び6の(1)に定められているところであるが、次の点に留意すること。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の5の確認事項の主旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、備品購入については、被災地における障害福祉サービスの確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。

第2 障害者支援施設等自家発電装置整備事業

1. 目的

発汗障害があることから自ら体温調整ができない者、人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は喀痰吸引が必要な者等が入所する障害者支援施設等に対し、自家発電装置の設備整備に関する国庫補助を行うことにより、長期化する電力の需給調整下における不測の停電等に備えることを目的とする。

2. 事業内容

停電時等において、空調設備、人工呼吸器等の作動に必要な電力を供給するための自家発電装置（施設の躯体に影響を与えず余剰スペースに設置可能な自家発電機、大容量の外部バッテリー、太陽電池等）の設置に必要な備品購入費、工事費等に係る経費の一部を補助することを事業の内容とする。

3. 交付対象となる事業所等の所在地

本事業の交付の対象となる事業所等は、次の表に定める地方公共団体の区域内に所在する事業所等とする。

都・県	指定都市・中核市
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、静岡市

※静岡県及び静岡市にあっては、東京電力（株）から電力供給を受けている地域に限る。

3. 自家発電装置設備整備対象施設等の確認

- (1) 自家発電装置整備対象施設（以下「自家発電装置整備対象施設」という。）の確認については、発汗障害により体温調整が必要な者、人工呼吸器等の機器を必要とする者の入所状況、既存の自家発電装置を含む非常用電源の保有状況等を把握し、設備整備の必要性を確認すること。
- (2) その際、今夏の電力需給対策として、資源エネルギー庁、東京電力（株）及び東北電力（株）が実施することとしている通電作業の対象となる障害者支援施設等については、本事業の対象とならないので留意すること。

4. 非常用自家発電装置の設備整備に当たっての留意点

非常用自家発電装置の設備整備に当たっての考え方を次のとおり整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

- (1) 本事業は長期化する電力の需給調整下における不測の停電等の際、人工呼吸器等の機器の稼働に必要な電力を確保することを想定しており、施設における通常電力の消費量を減らすことを目的に自家発電装置を設置することは、本事業にいう「非常用」とは考えられないこと。
- (2) 原則として、本事業において整備する自家発電装置により得られる電力は、人工呼吸器等の機器の稼働に必要十分な量とすること。しかしながら、必要十分な発電量を満たした上で余剰電力が生じた場合においては、人工呼吸器等以外の機器の稼働に用いることを必ずしも妨げるものではない。ただし、その場合においても、「非常用」とは考えられない不要不急の機器の稼働等、事業外目的の使用とならないよう留意すること。
- (3) また、今回設置する非常用自家発電装置により、停電している間、施設全体の電力需要を賄えない場合は、電力供給が可能なスペースをあらかじめ確認しておくこと。常に空調設備や人工呼吸器を必要とする者を電力供給が可能なスペースに、あらかじめ移動させるなど、事前に対応可能な体制を整えること。その際、入所者等の移動に危険を伴うことが想定されることから、移動が必要とされる入所者本人、家族等の了解を得たのち、当該施設職員等により、あらかじめ移動に関する計画を立てるなど、移動にあたっては慎重を期すこと。

5. 対象経費の実支出額

本事業の対象経費については、交付要綱の5の（2）及び6の（2）に定めるものの他、次の点に留意されたい。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の3による確認事項の主旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、自家発電装置の購入については、人工呼吸器等の稼働に必要な電力確保が可能なものであれば、必ずしも発電機である必要はないこと。ただし、電源車及び車両のバッテリー

一の購入については、その用途が事業の趣旨に沿ったものであっても、本事業にいう「自家発電装置」とは認められないので、留意すること。

第3 線量計整備事業

1. 目的

福島県の区域内に所在する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童デイサービス事業所に対し、線量計を購入する経費の一部を国庫補助することにより、もって障害児の安全管理に資することを目的とする。

2. 事業内容

知的障害児施設等において線量計を購入するために必要な備品購入費を助成することを事業の内容とする。

3. 交付対象となる事業所等の所在地

本事業の交付の対象となる事業所等は、次の表に定める地方公共団体の区域内に所在する事業所等とする。

県	中核市
福島県	郡山市、いわき市

4. 対象経費の実支出額

本事業の対象経費については交付要綱の6の(3)に定めるものの他、次の点に留意されたい。

- (1) 対象経費の実支出額については、法人等の補助事業者単位で計算を行うこと。
- (2) 実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。
- (3) 本通知の2による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。